

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○お知らせ

- ・令和6年6月適用の加算に係る届出提出期限について「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和6年度福祉用具サービス業務従事者講習会(基礎講習)のご案内
- ・令和6年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内
- ・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・令和6年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)を開催します！
- ・介護現場におけるハラスメント対策事業について
- ・次世代介護機器の活用場面を見学できる「令和6年度 公開見学会～現場職員の声を聞いてみよう！～」を開催します！
- ・次世代介護機器・介護業務支援システム「令和6年度 導入前セミナー ～機器導入に悩んでいる事業者のための導入準備の支援セミナー～」
- ・介護現場改革促進等事業「デジタル機器及び次世代介護機器導入の取組に向けた個別相談」を開始します！
- ・＜新規事業＞介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の申請手続きについて

令和6年5月1日発行 第238号

### お知らせ

## ○令和6年6月適用の加算に係る届出提出期限について

新たに加算を取得する場合や減算の適用となる場合、取得中加算の区分変更・取下げを行う場合は、適用月前月15日(短期入所生活介護事業所については適用月初日)までに届出が必要としております。

つきましては、制度改正に伴い新たに届出が必要となった加算等もございますので、**令和6年6月適用の届出は令和6年5月15日まで(必着)**に御提出ください。

特に、6年度介護報酬改定により、業務継続計画(BCP)未策定の場合や、高齢者虐待の発生又は防止の措置が未対応の場合は基本報酬が減算されることとなりましたが、**減算とならない事業所は、下記1から4のとおり必ず届出を行ってください。**

また、通所リハビリテーションについては、規模区分が変更となりますので、**大規模型を選択している事業所は、下記4により必ず届出を行ってください。**

届出のない場合、国保連合会の審査において返戻(エラー)となる可能性があります。

### 記

#### 1 減算とならない場合に必要な届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※加算区分は「2 基準型」を選択してください。

#### 2 届出がない場合の取扱いについて

**期限までに、加算区分「2 基準型」として届出がない場合、「1 減算型」とみなされます。**

これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻(エラー)となる可能性がありますのでご注意ください。

#### 3 令和6年5月15日までに届出がない場合に減算となる居宅サービス

##### ○BCP未策定の場合の減算

##### 通所リハビリテーション

※4月から減算制度が開始されている通所介護、短期入所生活介護(※)、短期入所療養介護において、BCP策定済にも関わらず届出を行っていない場合、令和6年5月15日(必着)(※)までに届け出を行った場合、6月から減算の適用から外れます。

(※短期入所生活介護においては、令和6年6月1日(必着)まで)

## ○高齢者虐待の発生又は防止の措置が未対応の場合の減算

### 通所リハビリテーション、訪問看護、訪問リハビリテーション

※4月から減算制度が開始されている訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護※(※)、短期入所療養介護において、BCP策定済にも関わらず届出を行っていない場合、令和6年5月15日(必着)(※)までに届け出を行った場合、6月から減算の適用から外れます。(※短期入所生活介護においては、令和6年6月1日(必着)まで)

※上記サービス種類のうち、**みなし指定の場合も届出がない場合、「1 減算型」となるため、減算とならない事業所は届出が必要です。**

※**居宅療養管理指導**においては、上記2点については今年度減算の適用対象外ですので、届出はご不要です。

## 4 届出書類の掲載先及びお問合せ先

以下のURLからアクセスし、「加算届」の見出し以下へ掲載しておりますので、ダウンロードの上、ご記入ください。

### ○通所リハビリテーション(病院・診療所)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(病院、診療所のみ)



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuuriha.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html)

※規模区分の変更【大規模事業所のみ対象】は、「事業所規模区分について」という見出し以下の「令和6年度の事業所規模による区分の取扱いについて(通知)」をご確認の上、ご対応ください。

### ○通所リハビリテーション(介護老人保健施設)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 高齢者施設 > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出等様式



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

※規模区分の変更【大規模事業所のみ対象】は、「変更許可申請・変更届」から御確認ください。

### ○通所リハビリテーション(介護医療院)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 高齢者施設 > 介護医療院 > 介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/kaigoiryuin/kaigoiryuintodokede.html>

※規模区分の変更【大規模事業所のみ対象】は、「変更許可申請・変更届」から御確認ください。

### ○訪問看護(訪問看護ステーション)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 4 訪問看護・介護予防訪問看護(訪問看護ステーションのみ)



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/4\\_houkan.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/4_houkan.html)

### ○訪問看護(病院、診療所)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 12 訪問看護・介護予防訪問看護(病院、診療所のみ)



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/14\\_houkan\\_minashi.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/14_houkan_minashi.html)

### ○訪問リハビリテーション(病院、診療所)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 13 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(病院、診療所のみ)



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/15\\_houriha\\_minashi.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html)

### ○訪問リハビリテーション（介護老人保健施設・介護医療院）

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 5 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（介護老人保健施設・介護医療院のみ）



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/5\\_houriha.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houriha.html)

### ○その他の居宅サービス事業所

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/index.html)

※上記 URL のサービス種類をご選択の上、リンク先から「加算届」の見出し内をご確認ください。

### ○お問合せ方法

事業所運営や介護報酬（令和6年度介護報酬改定に関することを含む）に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いいたします。

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報



## ○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ  
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【注意喚起情報】(3月14日東京都消費生活総合センターより発表)

被災地支援を口実にした悪質な勧誘にご注意ください！

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20240314.html>

【注意喚起情報】(3月27日国民生活センターより発表)

パソコンで警告が出たらサポート詐欺に注意－70歳以上で大幅に増加－

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240327\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240327_1.html)

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

# ○ 令和6年度福祉用具サービス業務従事者講習会(基礎講習)のご案内

お知らせ

区市町村等の高齢者・障害者の相談窓口で相談・支援を行っている方、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや福祉事務所等に勤務されている方を対象に、福祉用具の基礎知識を学んでいただく講習会を開催します。

## 1 日時及び内容

日 時	内 容	講 師
令和6年6月4日(火) 10:00~16:30	・福祉用具導入の視点と考え方 ・高齢者施策について ・障害者施策について ・福祉用具の種類と選び方 <u>実際に福祉用具・次世代介護機器の体験ができます!</u> ※機器によっては、見学のみとなるものもございますので、予めご了承ください。	創価大学 名誉教授 和田 光一 氏
令和6年6月17日(月) 10:00~16:30	・ベッドと周辺用具と起居動作 ・移乗動作と移乗用具 ・車いすと車いす付属品 ・リフト	福祉技術研究所(株) 市川 洌 氏
令和6年6月27日(木) 10:00~16:30	・排泄と排泄関連用具	NPO 法人日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏
	・高齢・障害者の衣服と靴	福祉技術研究所(株) 岩波 君代 氏
	・杖・歩行器・シルバーカー ・入浴動作と入浴補助用具	(有)望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

## 2 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室2  
新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

## 3 受講料

受講日数に関わらず、1名につき1,000円(税込)

## 4 定員

各日100名(先着)

## 5 申込期限

令和6年5月21日(火)

## 6 申込方法

下記ホームページより、申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAX 又はメールにてお申し込みください。

申し込みは、1日単位で3日間の受講も可能です。

[https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_kushi/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_kushi/)

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

メール:[yougumoushikomi@fukushizaidan.jp](mailto:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp)

## ○令和6年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内

### 1 講習内容

福祉用具と住宅改修、介護保険における住宅改修、福祉用具の見学と体験

- \* 福祉用具メーカーの協力により、福祉用具を実際に見て、触れることができます。  
福祉用具の説明も受けられます。

### 2 受講対象

新任の介護支援専門員  
介護支援専門員実務研修受講者  
現任の介護支援専門員  
その他受講を希望される方

### 3 講習日時

令和6年7月4日(木) 10:00~16:45

### 4 講師

創価大学名誉教授 和田光一氏

### 5 定員

100名

### 6 受講料

2,000円

### 7 申込期限

令和6年6月20日(木)

- \* 申込書及び詳細は、下記の財団ホームページを御覧ください。

[https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_caremanager/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_caremanager/)

### 【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531



# ○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



## <R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	10月31日(木)
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	7月19日(金) ※管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R6 年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	5月31日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	5月17日(金) ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は、期限内に必ず申請してください。※管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」修了者が事業所内に在籍していることが要件です。(R6 年度修了可)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	<b>訪問看護体験・研修の申込受付中!</b> 各教育ステーションへ直接申込ください。  ※現在、新しい教育ステーションの公募を行っております。詳細については東京都訪問看護推進総合事業のホームページをごらんください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進コース 4月26日に受付終了しています。 (2) その他コース 11月～12月頃実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。



訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和 3 年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。  
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



**※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。**

**【お問合せ先】**

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

## ○令和6年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)を開催します！

(公財)東京都福祉保健財団では「ヒヤリハット事例を交えたリスク管理の重要性と福祉用具を使った安全で質の高いケア」をテーマに、福祉用具講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

### 1 内容

介護スタッフの腰痛問題について解説した上で、福祉用具を使用した移乗等の実演を行いながら、安全で質の高いケア、福祉用具選定のポイント等を講義する内容となっています。

また、ヒヤリハット事例を交え、福祉用具の事故リスク管理の重要性について理解を深めていただきます。

### 2 受講対象

都内介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の職員の方

### 3 講習日程

令和6年7月19日(金曜日) 13時00分～16時00分

### 4 講師

伊藤勝規氏

(NPO法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事長、福祉用具プランナー研究ネットワーク 副代表、福祉用具プランナー管理指導者)

### 5 講習会場

東京都社会福祉保健医療研修センター 講堂 (東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅 徒歩10分)

### 6 定員

定員:140名(先着順)

### 7 受講料

無料

### 8 申込期限

令和6年7月9日(火曜日)まで

### 9 申込方法

財団ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記アドレス宛にメールにて申込書をお送りください。先着順にて受講決定の通知をお送りします。

財団 HP: [https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k\\_shisetsu/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shisetsu/)

申込専用アドレス: [yougumoushikomi@fukushizaidan.jp](mailto:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp)

### 【お問い合わせ】

(公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

TEL 03-3344-8514

## ○介護現場におけるハラスメント対策事業について

お知らせ

東京都では、昨年度に引き続き介護現場における利用者・家族等からのハラスメントについて、(1) 介護事業所の管理者等、(2) 介護職員の方を対象とした相談窓口を設置いたしましたので、ご活用ください。(本事業は東京都より社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務を委託して実施しております。)

### (1) 介護事業所の管理者等からの相談(オンラインまたはメールによる法律相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設の管理者等
- ・相談員 弁護士
- ・相談料無料／ 秘密厳守
- ・相談方法 オンライン(事前予約制)またはメール
- ・相談内容
  - 1) 介護サービスの利用者・家族等からのハラスメントへの対応に関する具体的な事象
  - 2) 利用者等からのハラスメントを考慮した重要事項説明書案への助言 等

※ なお、下記項目はハラスメントではないとされています。

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD 等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

#### <オンラインの場合>

令和6年度のオンライン(Zoom)によるご相談(1件 45分以内)

相談実施日については、相談員(弁護士)と調整のうえ設定いたします。(平日の日中)

予約電話番号 **03-3268-7192**

なお、相談を効率的に進めるため、相談内容の詳細を相談票に記入の上、相談日の3営業日前までにご提出ください。また、相談票以外にも、状況や経過がわかる資料等のご提供をお願いする場合があります。

#### <メールの場合>

相談票に相談内容を記入して、下記の相談専用メールに相談票を添付して送信ください。

相談専用メールアドレス: [kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp](mailto:kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp)

相談票: 相談票は下記の HP よりダウンロードしてください。

HP: <https://www.tcsw.tvac.or.jp/kaigo-harassment/index.html>

\* 通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

#### ○注意事項(オンライン相談・メール相談共通)

- \* ご相談は原則、1回といたします。
- \* 当窓口における回答は解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者ご自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

### (2) 介護職員からの相談(電話相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設に勤務する介護職員
- ・相談員 介護現場に詳しい相談員がお電話でお悩みをお聞きます。
- ・相談料無料／ 秘密厳守
- ・相談受付時間 平日 10時～17時 30分(12月29日から1月3日を除く)

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

介護現場における  
利用者や家族等からのハラスメント  
弁護士による相談

利用者や家族等による職員への 再三の過度な暴言、身体的暴力、無理な要求、著しく不快な言動 などにお困りではありませんか？  
利用者・家族等からのハラスメントを考慮した契約になっていますか？

上記のようないわゆる「介護ハラスメント」でお困りの介護サービス事業者（介護保険施設）のために、弁護士による相談窓口（オンラインまたはメール）を設置しております。

**相談例**

利用者からの電話・メールが頻繁になり、口調もエスカレートしています。お断りしても止みません。サービスの一時中止を告げても再開はありませんか？

事業所の不手際もあって要領に足りていませんが、法的観点では〇〇〇までの要求は許してもよいのでしょうか？

度々の暴言の上、初期による話し合いの拒否が続くのは、「契約を継続し難いほどの苛酷行為」に当たりますか？

重要事項説明書のハラスメント項目を改訂し、あらためて説明、向書などを行う準備中です。案文の確認や契約更新の際の助言などをお願いします。

✓職員的身心に影響が…… → 利用契約を含め、法的視点から  
✓サービスの継続が困難に…… → トラブルの収束・防止にむけ助言

管理者向け法律相談 お問合せ・受付窓口 TEL 03-3268-7192  
◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

都内の介護保険サービス事業者・施設に勤務する介護職員の皆様へ

介護現場における利用者やご家族等からの

# ハラスメントのお悩み相談

匿名OK

ひとりで悩まず  
話してみませんか？

これってハラスメント？

このまま続けていけるか不安

話を聞いてほしい

誰にも相談できない



介護現場における利用者やご家族等からのハラスメント相談窓口

ご相談できる方 東京都や都内区市町村から介護保険事業者として指定を受けている  
介護保険サービス事業者・施設に勤務する介護職員等

相談 相談 介護現場に詳しい相談員が 電話相談  
電話でお悩みをお聞きします。 ☎ 03-6265-6161

相談受付時間 平日10:00~17:30 (12/29~1/3を除く)

※ご相談は原則として「匿名」のみで実施しております。

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

※ご相談をいただくにあたっての情報は厳密に守らせていただきます。

東京都 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター  
本事業は、東京都から委託を受けて実施しています。 <https://www.tcsww.tvac.or.jp/jinzal/>



東京都福祉センター  
フタシロウ  
フタシロウ

詳細につきましては、以下の HP からご覧いただけます。

<https://www.tcsww.tvac.or.jp/kaigo-harassment/index.html>

# ○ 次世代介護機器の活用場面を見学できる「令和6年度 公開見学会～現場職員の

## 声を聞いてみよう!～」を開催します!

お知らせ

**【申込締切 令和6年5月30日(木) 参加費:無料】**

公益財団法人東京都福祉保健財団では、次世代介護機器の実際の活用場面を見学することができるよう、次世代介護機器を先進的に導入している施設に御協力いただき、公開見学会を以下のとおり開催します。

現場での活用状況を見学し、実際に利用した職員の声聞ける貴重な機会になりますので、この機会に是非御参加ください。

### 【開催日時】

回	日程	時間	見学施設
第1回	令和6年6月14日(金曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム フローラ田無(※1)
第2回	令和6年6月19日(水曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 小松原園(※2)
第3回	令和6年6月21日(金曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 砧ホーム(※3)
第4回	令和6年6月24日(月曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 神明園(※4)
第5回	令和6年6月25日(火曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 砧ホーム(※3)
第6回	令和6年6月26日(水曜日)	午後2時から午後3時30分まで	グループホーム人形町 (※5)

※1 特別養護老人ホーム フローラ田無 (東京都西東京市向台町 2-16-22)

※2 特別養護老人ホーム 小松原園 (東京都八王子市犬目町 688-2)

※3 特別養護老人ホーム 砧ホーム (東京都世田谷区砧 3-9-11)

※4 特別養護老人ホーム 神明園 (東京都羽村市神明台 4-2-2)

※5 グループホーム人形町 (東京都中央区日本橋人形町 2-14-5)

### 【開催方法】

ZOOM で参加 (自施設からオンラインでの参加となります)

### 【開催内容】

見学施設に導入している次世代介護機器のオンラインによる施設内見学のほか、機器の導入に関する事例紹介や効果、体験談等を、経営者視点と従事者視点で見学施設の職員から講話いただきます。当日は以下の内容を予定しています。

- ・ オンラインによる施設内見学
- ・ 見学施設による導入・使用しての効果や事例の紹介
- ・ 現場職員の声(次世代介護機器導入にあたっての体験談等)
- ・ 質疑応答 など

### 【対象施設】

都内に所在する特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)等

【参加申込方法】

「研修予約受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

「研修予約受付システム」は、財団ホームページのリンクからもアクセスしていただけます。

■研修予約受付システム：<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>

【財団 HP】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/kengakukai/>

東京都福祉保健財団 公開見学会

検索

【申込期限】 **令和6年5月30日(木)**

【参加決定(予定)】令和6年6月5日(水)

参加決定連絡を「研修受付予約システム」にてご登録のメールアドレスあてにお送りします。

※申込多数となった場合は、抽選で参加の可否を決定いたします。

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(普及推進)

介護職場サポートセンター-TOKYO

TEL:03-3344-7275

# ○ 次世代介護機器・介護業務支援システム「令和6年度 導入前セミナー ～機器導

## 入に悩んでいる事業所のための導入準備の支援セミナー～」

お知らせ

次世代介護機器を導入したい  
けど進め方が分からない・・・

現場の問題点や課題の整理がで  
きていない・・・

記録を手書きで書いているの  
で大変・・・

次世代介護機器・介護業務支援システム(以下、機器・システム)の効果的な導入には、機器・システムにより解決したい現場の課題を「見える化」し、課題解決に適した機器・システムを選定することが重要です。本セミナーではワークショップであなたの事業所が抱える課題を「見える化」し、課題解決のための糸口をお伝えします。

機器・システムの導入を検討している皆さま、興味を持っている皆さま、奮ってのご参加をお待ちしています！

### ★次世代介護機器 導入前セミナー★【申込締切:6月6日(木)】

【開催日時】

回数	日程	時間	会場
全 11 回	令和6年6月27日(木曜日) ～7月26日(金曜日) <sup>※1</sup>	午前9時30分から 午後12時30分まで または 午後14時から午後17時まで	オンライン(Zoom) 一部会場

※1…詳細な日程は東京都福祉保健財団 HP をご覧ください。

【プログラム】

内容	形式	講師・講演者
事業概要・次世代介護機器の説明		公益財団法人東京都福祉保健財団
アドバンス施設 <sup>※2</sup> による取組事例紹介	講演	アドバンス施設
次世代介護機器の導入の手順について	講義・ワーク	株式会社 NTT データ経営研究所
次世代介護機器の導入における補助金説明	講義	東京都

※2…先進的に次世代介護機器を導入・活用している施設

【対象事業所】

令和6年度に補助申請を検討している都内に所在する介護事業所

### ★介護業務支援システム 導入前セミナー★【申込締切:6月13日(木)】

【開催日時】

回数	日程	時間	会場
全 7 回	令和6年7月29日(月曜日) ～8月9日(金曜日) <sup>※3</sup>	午前9時30分から 午後12時まで または 午後14時から 午後16時30分まで	オンライン (Zoom) 一部会場



※3…詳細な日程は東京都福祉保健財団 HP をご覧ください。

### 【プログラム】

内容	形式	講師・講演者
事業概要(財団展示コーナーの紹介)		公益財団法人東京都福祉保健財団
介護業務支援システムの導入の手順について	講義・ワーク	株式会社 NTT データ経営研究所
介護業務支援システムの導入における補助金説明	講義	東京都

### 【対象事業所】

令和6年度に補助申請を検討している都内に所在する介護事業所

(定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所を除きます)

### 【推奨する参加者】

次世代介護機器・介護業務支援システムの効果的導入には、組織全体での合意形成が必要です。

そのため、(1)及び(2)の方のご一緒に参加を推奨します。

(1)施設長

(2)機器導入リーダー、プロジェクトリーダー(現場で中心的な役割を果たす職員)

【Zoom(オンライン)に御参加の場合】1事業所につき1端末(複数名での参加が可能です)

【集合型(会場)に御参加の場合】1事業所あたり2名まで

### 【参加申し込み方法】

「介護現場改革促進等事業オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

「介護現場改革促進等事業オンライン受付システム」は、財団ホームページのリンクからもアクセスしていただけます。

(財団ホームページ:

[https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/mae\\_seminar/](https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/mae_seminar/))

(研修受付予約システム:

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>)

### 【参加決定後の流れ】

参加決定のご連絡を「オンライン受付システム」にてご登録のメールアドレスあてにお送りします。

○次世代介護機器 導入前セミナー:令和6年6月13日(木)(予定)

○介護業務支援システム 導入前セミナー:令和6年6月20日(木)(予定)

### 【お問い合わせ先】

介護職場サポートセンターTOKYO

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(セミナー)

TEL:03-3344-7275

# ○ 介護現場改革促進等事業「デジタル機器及び次世代介護機器導入の取組に向けた個別相談」を開始します！

お知らせ

介護現場改革促進等事業の一環として、「デジタル機器」及び「次世代介護機器」の導入を検討している都内事業所を対象に、**課題分析から効果的な機器の活用のための組織体制づくり**までを一貫して支援する「個別相談」を実施いたします。

介護人材の確保や職場環境の改善等が求められる中で、課題の整理や解決に向けた取組の検討など、お悩みの事業者様もいらっしゃるのではないのでしょうか。

デジタル機器・介護ロボットに興味はあるけれども、どのような機器を使えば事業所の課題を解消できるのか、また、導入した機器をうまく活用できずに困っている、そんな悩みを一緒に解決しませんか？（無料です。）

本事業では、**経営コンサルタントが1事業所あたり計5回の個別支援を行うことで、事業所の課題に適したデジタル機器や次世代介護機器の導入をサポート**いたします。

## 1 実施目的

「デジタル機器」及び「次世代介護機器」の導入を検討している都内の介護事業所に対して、事業所の課題分析から効果的な活用のための組織体制づくりまでを一貫して支援することで、デジタル機器等の効果的な導入及び活用を推進することを目的としています。

## 2 事業内容

以下の3つの支援メニューにより実施します。

### デジタル機器導入支援

デジタル機器（介護業務支援システム等）の導入を検討している事業所に対して、事業所の課題分析、活用方法検討、システムの選定、補助金申請、導入後の効果的な活用等に関する支援を行います。

### 次世代介護機器導入支援

次世代介護機器（介護ロボット）の導入を検討している事業所に対して、事業所の課題分析、活用方法の検討、機器の選定、次年度補助金申請に向けた準備等に関する支援を行います。

### 導入済施設への支援

デジタル機器又は次世代介護機器を導入済の事業所に対して、事業所が機器（システム）を効果的に活用できていない原因を分析の上、組織体制づくり、業務手順の見直し等解決に向けた支援を行います。

## 3 対象者

東京都内の介護保険法上の事業所

※「2 事業内容(予定)」デジタル機器導入支援のみ、以下の事業所を対象より除く

- 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- 介護老人保健施設
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護

## 4 利用条件

- (1)財団が実施する「令和6年度導入前セミナー(仮称)」を受講すること。
- (2)機器導入にあたってプロジェクトチームを結成する等、組織全体で取り組む意向のある事業所であること。

## 5 費用

無料

## 6 実施時期(予定)

- (1)参加決定通知送付:6月下旬
- (2)相談支援の実施:7月~2月(全5回)

(3)参加事業所に対するアンケート実施:3月

※原則、初回及び最終回は直接訪問とし、その他の回は事業所の状況を把握した上で  
電話・メール・オンライン会議等でも対応いたします。

7 実施規模(上限)

20事業所

同一法人で複数の事業所を申込みすることも可能ですが、申込みが実施規模を超過した場合は採択されない場合もございます。

8 参加申込方法

「オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

※財団ホームページのリンクからもアクセスしていただけます。

財団ホームページ【介護現場改革促進等事業>個別相談(機器導入)】

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/kobetusoudankiki/>

申込期限:**令和6年6月13日(木曜日)**



9 参加決定後の流れ

参加が決定した事業所宛て、以下の日程までに決定通知をメールでお送りする予定です。

参加決定通知 送付予定日:令和6年6月20日(木曜日)

10 問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(普及推進) 只友・木村

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

メール:[genbakaikaku@fukushizaidan.jp](mailto:genbakaikaku@fukushizaidan.jp)

## ○ <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の申請手続きについて

東京都では、介護事業者の人材確保の観点から、令和6年度より新たに「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」を実施します。

事業詳細についての説明動画及び資料を下記リンクにて公開しております。  
ぜひご覧ください。

### ●掲載先(リンク)

<https://www.fukushizaidan.jp/315kaigokyojuteate/>

本事業の申請受付は、6月17日(月)から開始いたします。

なお、申請手続きのオンライン説明会(オンデマンド視聴方式)を5月下旬頃に予定しております。  
詳細が決まり次第、上記のHPにてご案内予定です。

### 【事業概要】

○ 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

### 【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

### 【担当】

東京都福祉保健財団運営支援室 居住支援手当(介護)担当 (電話 03-6302-0091)